

東彼杵町農業委員会総会議事録

1. 開会日時 令和6年1月25日(木) 午後16時00分～17時00分
2. 開催場所 東彼杵町総合会館 2階 大会議室

出席委員

会長 西坂 秀徳	1 番 欠 席	2 番 宮脇喜八郎	3 番 福田 光宏
4 番 出口 武美	5 番 林田佐知雄	6 番 山口 壽博	7 番 森 計人
8 番 西田 博之	9 番 入江 政幸	10 番 欠 席	11 番 森田 誠
12 番 清心美由紀	13 番 森 重幸		

事務局及びその他の出席者

事務局長 楠本 信宏

書記 前田 篤史 木場 香 中山 楓

3. 議事録署名委員の指名について

4. 報告事項

農地の合意解約について
農地改良届出書について

5. 議 事

議案第31号 農地中間管理事業による農地利用集積計画について
議案第32号 農地中間管理事業による農地利用促進計画について
議案第33号 農地法第5条の規定による許可申請(一時転用)について
議案第34号 農地法第5条の規定による許可申請について

6. その他

事務局長	<p>みなさんこんにちは。出席予定の方、皆さんお揃いですので1月期の総会を開催します。本日は、1番委員の迎さんと10番の川井さんが農業委員の欠席で12名の出席、推進委員では田中委員さんと渡邊委員さんと松尾委員さんが欠席で11名の出席となっています。では会長お願いします。</p>
議長	<p>みなさんこんにちは。1月ももう終わろうとしておりますけども、今年初めての総会ですので改めまして、明けましておめでとうございます。今年もよろしくお祈りいたします。今日は4時からの総会という事で、その後の町長との意見交換会も控えておりますのでスムーズに進めるようどうぞよろしくお願いいたします。それでは早速進めさせていただきます。</p> <p>3番の議事録署名委員の指名についてということで、6番の山口委員、7番の森計人委員の方にお祈りしたいと思います。よろしくお願いいたします。</p> <p>4番の報告事項 農地の合意解約について、事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>はい、3ページご覧ください。農地法第18条第6項の規定による通知について、農地法関係事務処理要領の第9の3の(3)の規定により、通知があったことを報告いたします。</p> <p>合意解約が1件あります。中岳郷の1600-3、樹園地1筆1,563㎡、貸付でしたけれども、お茶畑の解約ということで提出をされております。備考に書いておりますけども、昨年で返還していたが届出をしていなかったと。今回新たに、隣地の耕作者が借受をするということになりましたので、正式に解約をするために届出を出されております。4ページが場所になります。</p> <p>演習場の際の所にあるんですけど、付近の茶畑については耕作中が新たにここも借り受けてされる予定となっております。以上です。</p>
議長	<p>はい、ありがとうございました。この件に関しまして質問とかご意見とかあればお受けしますけども。何もなければ次に進みたいと思います。無いですか。</p> <p>(「はい」の声)</p>
議長	<p>それでは農地改良届出書について説明をお願いします。</p>
事務局	<p>5ページご覧ください。東彼杵町農業員会農地改良届取扱要綱に基づき、下記のとおり提出されたので報告いたします。1件あります。</p> <p>太ノ浦郷の759-3、樹園地1筆6064㎡。所有者の名義も改良の届出者も同じです。施工の時期については着工予定が来月の1日ということで、完了の予定が7月末となっております。改良の目的については、茶を伐根し野菜を生産するために傾斜を緩和する。いずれは茶も生産出来ればと考えているということでした。作付け予定は野菜でブロッコリーなどを作りたいとのことでした。同意書については、所有者は本人さんの名義のため不要。隣接農地につきましても6ページをご覧くださいなのですが、赤で囲まれている所が今回改良される所なんですけども、付近が山に囲まれている</p>

	<p>まして隣の茶畑も山も届出者の所有地なので隣接地の同意も要らないだろうし、会長と協議をしまして今回は現地確認も省略して良いのじゃないだろうかということで今日は現地確認も行ってない状況です。</p> <p>7 ページ 8 ページが写真になるんですけど、既に下から半分くらいは伐根はされていまして、今後整地をしていく予定となっております。9 ページが 759-3 のうち実際赤枠の部分を改良するということでした。その断面図が 10・11 ページにあります。青い線が改良前で赤い線が改良後ということで、傾斜地になってるところに段を付けて二段にして平らにする、A の方は石積みをして高さを合わせるという感じになっております。簡単な説明ですけど以上です。</p>
<p>議長</p>	<p>はい、ありがとうございます。今、事務局の方から説明がありましたとおり今回周りが全部山林で周辺の農地も届出者の農地ということで、特段現地確認は不要だろうということで行きませんでした。</p> <p>今後でもですね、軽易なものについては事務局と私の方で確認をして、あとそこによれば地元の委員さんをお願いする事もあるかもしれませんが、極力現地確認の活動を減らしながら進めていきたいと思っております。この件につきまして何かご質問とかご意見等ありましたらお受けしますけども、何もありませんでしょうか。はい、ありがとうございます。これで報告事項の方は終わらせていただきます。</p>
<p>議長</p>	<p>それでは 5 番の議事の方に入りたいと思っております。</p> <p>議案第 31 号「農地中間管理事業による農地利用集積計画について」ということで、2 件事務局より説明をお願いします。</p>
<p>事務局</p>	<p>はい、12 ページご覧ください。基盤強化法第 18 条第 1 項の規定による農地利用集積計画(利用権設定)について、基盤強化法の基本要綱の第 9 の 3 の(1)の規定により、農地利用集積計画案を決定するため審議を求めます。中間管理事業が 2 件出ております。</p> <p>1 件目、瀬戸郷の 1419-1、1421、1478-1、1480、1481。田が 5 筆で 3,846 m²。使用貸借権の設定でということで、右の備考に書いておりますけれども、こちら借受人の方が代表をされておりました、個人でされているような法人となっております。この場所につきましては、令和 5 年 11 月にあっせんの届を出されておりました、総会でもこの方が借り受ける見込みであるというお話はしておりましたけれども、法人名で借りたいということで提出されております。3 年間の使用貸借となっております。</p> <p>2 件目に続けます。川内郷 3520-1、3520-3。田 2 筆 2,269 m²。使用貸借で、貸付となっております。5 年間で、元々別の借受人が耕作をされていたところですけども、もう終期が来ておりました、今度は新たな借受人の方に貸し付けるということになっているようです。場所につきましては 13 ページ 14 ページに表示して</p>

議長	<p>いる通りです。説明は以上です。</p>
議長	<p>はい、ありがとうございました。まず 1 番の方につきまして補足説明とかありましたら、またご質問とかありましたら挙手をもってお願いしたいと思いますのですが、何もないでしょうか。</p> <p>(「はい」の声)</p>
議長	<p>それでは採決に入りたいと思います。1 番につきまして許可する事で問題ないと思われる方は挙手をもってお願いします。はい、ありがとうございます。2 番の方に行きたいと思います。2 番につきまして説明、補足がありましたらお願いしたいと思いますのですが、何もないですかね。それでは採決に入りたいと思います。2 番の方につきまして許可する事で問題ないと思われる方は挙手をもってお願いします。</p> <p>(挙手多数)</p>
議長	<p>はい、ありがとうございました。許可するという事で進めていきたいと思えます。続きまして、「議案第 32 号農地中間管理事業による農地利用促進計画について」ということで説明をお願いします。</p>
事務局	<p>15 ページをご覧ください。農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 11 項の規定により、農用地利用集積等促進計画案を決定するため審議を求めます。この議案はちょっと見慣れないものだと思うんですけど、中間管理事業で借受けた農地のうち、間に長崎県振興公社が入るんですけど、所有者から機構が借受けて機構が借り人に貸すんですけど、そのうち機構から借受ける部分だけ一旦解約して別の方が借りる時の議案の内容となっております。なので、渡し人については長崎県農業振興公社と、借受人が設置されているということになっております。まず場所ですけれども、瀬戸郷の 284-1 他 5 筆。田んぼ 6 筆で 8,311 m²。こちらが今まで個人の借受人の方、先程も出てきましたけれども、借りられていたところを今度さっきも言ったように法人名で借りたいということでしたので、法人に借り直しをするということで、借受人が公社から借りている部分だけ解約して新たに法人として借りるための手続きになっております。始期については令和 6 年の 3 月 10 日から、元々借りていらっしやった終期であります令和 14 年の 6 月 9 日までの内容となっております。当初の契約については備考欄に書いてある通り、令和 4 年の 6 月 10 日からとなっております。</p> <p>2 件目も同じような内容なんですけども、16 ページですね、八反田郷の 582-1 外 6 筆、田んぼ 7 筆で 8,650 m²、使用貸借で借受人が法人で始期が令和 6 年 3 月 10 日から令和 10 年の 6 月 9 日まで、こちらは当初契約で令和 5 年 6 月 10 日から令和 10 年の 6 月 9 日までとなっていたので、終期だけ合わせている形となっております。場所につきましては、17・18 ページに表示しているとおりです。当初の令和 4 年度・5 年度の時にも説明はしているので説明は以上です。</p>
議長	<p>はい、ありがとうございました。受人の方が同じ人ですけど会社名が変わったということでございます。この件に関しまして、ご質問とかご意見とか補足とかございましたら</p>

<p>議長</p>	<p>たらお願いしたいと思います。何も無いでしょうか。</p> <p>何も無いようでしたら、採決の方に入ってよろしいでしょうか。</p> <p>(「はい」の声)</p> <p>1番と2番と同じ内容ですので、一緒に採決に入りたいと思います。この件に関しまして、許可しても問題無いと思われる方は挙手をもってお願いします。</p> <p>(挙手多数)</p>
<p>議長</p>	<p>はい、ありがとうございました。挙手多数で許可する方向で進めさせて頂きたいと思っております。では、次に参ります。「議案第33条農地法第5条の規定による許可申請(一時転用)について」ということで事務局より説明をお願いします。</p>
<p>事務局</p>	<p>19ページをご覧ください。農地法第5条の規定により許可申請について、農地法関係事務処理要領の第4の1の(4)のAの規定により、意見を決定するため審議を求めます。こちらは事業計画変更申請ということで新幹線工事の一時転用の期間延長のための手続きとなっております。基本的に一時転用は3年以内となっておりますので、今回また終期が来てまだやる事が残っているということでしたので、その期間まで延長をするという手続きです。1件目につきましては、八反田郷1520-1外6筆、現在雑種地となっている所ですけれども6,588㎡。所有者はお二人で借受人に関しては建設会社で使用されております。新幹線工事の仮設ヤードということで、一番右の備考に書いておりますけど令和6年3月10日までとしておりましたけども令和7年3月10日までの完了予定に変更するという事になっております。下に書いてはありますが、当初許可日が平成22年2月15日で来年の3月までということですので、トータル15年位かかったということで参考に書いています。</p> <p>2件目について20ページですけれども、菅無田郷の915番他10筆合計で2,830㎡。所有者はそれぞれ5名いらっしゃって、同じく借受人は建設会社、使用の内容は一緒です。こちら当初の許可日は備考欄に書いておりますけれども、平成24年10月からとなっております。まず1件目の方からですけど、21ページが場所です。22ページに現在の写真を載せております。まだ片付いていない状態で現状こういうふうになっております。</p>
<p>事務局</p>	<p>ちょっと飛ばして説明していきますけれども、25ページに最後のスケジュールみたいなものがあって、2番の農地復旧が来年の4月1日から始まりまして、最後令和7年の1月17日までする予定となっております。今回新幹線工事もやっと終わるということで、26ページに新旧一応復元するということになっておりますので、こんな感じにここまで戻るかわからないですけども、昔はこんな感じの状況だったということで参考に載せております。</p> <p>2件目につきましては菅無田郷ですね、27ページからですけども27ページの下航空写真ですね赤枠で囲んでますけれども、そのうち右上の方を1117とか1123-2とかある部分ですね、そちらの方は新幹線が買い受けるという話が出てるんですけども、まだ契約手続きとかが終わっていないので、こっちはもうそのまま</p>

<p>議長</p>	<p>鉄道運輸機構とかのメインになるのかなと。ただ、許可は今回受けておくということで出されております。現状の写真につきましては、28 ページ、29 ページにある通りです。</p> <p>ほぼ残土を入れたところとかですね、資材を置いてるところとかそういう感じになっております。30 ページ、31 ページは飛ばしまして、32 ページですね。これがスケジュールで、こちらに関しては、令和 6 年の 5 月から取り掛かって令和 7 年の 3 月 10 日まで片付け等を含めて総務で借りておくという内容になっております。33 ページは先程と同じように元々の図面を参考につけております。説明は以上です。</p> <p>はい、ありがとうございました。内容につきましては似たような内容なんですけれども、場所が違うので、1 番と 2 番分けて採決をしていきたいと思っております。まず 1 番に関しましてご質問とかご意見とか、あるいは気づいた点とかありましたらお受けしますけれども、延長ですから特段何も無いかなと思っております。何もなければ採決に入ってもよろしいでしょうか。1 番につきまして許可する事と、問題ないと思われる方は挙手をもってお願いします。はい、ありがとうございます。</p> <p>引続き 2 番の方ですけども、ここについても何かご意見とかご質問とかありましたら、挙手をもってお願いしたいと思っておりますけれども、何もないでしょうか。それでは 2 番につきまして許可する事と問題ないと思われる方は挙手をもってお願いします。はい、ありがとうございます。許可するという事で進めていきたいと思っております。</p> <p>それでは続きまして議案第 34 号「農地法第 5 条の規定による許可申請について」ということで事務局より説明をお願いします。</p>
<p>事務局</p>	<p>はい、34 ページをご覧ください。通常の転用になります。1 番目から説明していきます。こちらは、大体所有権移転が多いんですけども、賃貸借という形での転用になっております。蔵本郷 1695-3、畑 1 筆 384 m²。所有者の方から大阪にあります会社に貸付となっております。転用で、古紙回収コンテナ 2 個及び駐車場用地ということで、転用事由は古紙回収コンテナを設置するため。備考欄ですけども、現状のまま利用、造成はほとんどしないと。5 年間の賃貸借権で自動更新。コンテナについては 1 個 7.2 m²。駐車場の部分は 250 m²を予定しているということです。</p> <p>先にこっちを説明していきます。35 ページです。まず場所ですけども、東彼杵中学校の国道向かい。本当に国道べたの所なんですけれども、36・37 ページに写真を載せているんですけども、原っぱみたいになっているようなところで、この細かいテープがしてある所が境界部分を現してある所です。</p> <p>38 ページ、許可申請書は省略して、39 ページの事業計画書ですけども、黄色の所を説明していきます。2 番の利用計画については、古紙回収コンテナ 3.6m×2m を 2 個設置する。設置面積については、7.2 m²×2 で 14.4 m²。駐車場用地は、25m</p>

	<p>×10m の 250 m²で、借り受ける会社の現在の事業状況については、リサイクルセンター県内 2 カ所、集積場については県内 12 カ所と。4 番の新たに申請地を取得しなければならない理由は、長崎県内において、平戸市 4 カ所、大村市、諫早市、佐世保市に各 2 カ所など計 12 カ所に集積場がある。製品段ボールの需要は堅調に伸びており、併せて、古紙段ボールなど旺盛的な需要が高まっている。そのため、新たな集積場を確保する必要性に迫られているということで、下の方は場所がないのでというような内容が書かれております。</p> <p>40 ページが被害防除計画書です。1 番につきましては造成計画なんですけれども、現状のまま利用する。新聞紙や段ボール等の古紙回収コンテナを設置するだけなので、汚水や生活雑排水は発生しない。なお雨水は側溝に流し、周囲の農地に被害が出ないようにするという事だったんですけども、水路がどこにあるのかいまいちわからなかったもので、もしかしたら自然流下の方があれなのかもしれないということで今日話しておりました。3 番の所ですけども、周辺の隣接農地からは一定の距離を保つということで、全部は使わないという感じでおっしゃっていました。</p> <p>41 ページが構図なんですけれども、赤いところが国道ですね。黄色が申請地で周りに別の所有者の畑があるんですけども、こちらの同意はきちんと取られております。</p> <p>42 ページが配置図です。Y って書いてある方が国道側なんですけれども、国道側から見て手前に駐車スペースを設けて、奥の方にコンテナを 2 つ置くという内容になっております。43 ページは断面図で、奥の方がちょっと下がっているというか、でこぼこしてるような所になっております。</p> <p>44 ページにつきましては諫早市の設置事例です。大村とか諫早にもあるんですが、段ボールとか雑誌、新聞が書かれているような感じで、24 時間捨てられる場所になっております。</p> <p>今日現地立会をしたときには、駐車部分はほとんど造成もしないという話だったんですけども、駐車部分は碎石とか入れた方がいいんじゃないんですかとか、看板とか立ててよくわかるようにした方がいいんじゃないんですかとか、奥のぼこぼこしたところも綺麗にしないととかですねといういろいろ意見をもらったので、行政書士さんにお伝えして、なるべく周りに迷惑をかけないように使うというような指摘をしております。説明は以上です。</p>
議長	<p>はい、ありがとうございます。この部分につきましては、今朝現地確認をしております。まず地元の森田委員さん何かありましたらお願いします。</p>
森田委員	<p>11 番の森田です。今朝ですね、事務局、会長、それと当番委員さんと現地確認したわけですけども、今事務局が言われたような格好です。ただ、今原野みたいになっていきますので整地を綺麗にしてもらって、それとその後草が栄えますのでその草刈もちゃんとしてくださいということで。また駐車場も草が生えていたら</p>

	<p>なかなか捨てに来ないと思うので、砂利とかを敷いてくださいと。周りには大抵迷惑は掛からないとは思いますが。以上です。</p>
議長	<p>はい、ありがとうございました。森さんは大丈夫ですか。今日当番で宮脇委員さんと、森田委員さんと回って頂きましたけども、何かございましたらお願いします。</p>
宮脇委員	<p>森田さんが言われた通りです。</p>
議長	<p>はい、ということですがけれども、皆さんからご意見やご質問とかがありましたらお受けしますけども、何かないでしょうか。何もないようでしたら採決の方に入らせてもらってよろしいでしょうか。それではこの件に関しまして、許可相当ということと思われる方は挙手をもってお願いします。はい、ありがとうございます。許可相当ということで県の方へ通達したいと思います。続きまして2件目の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>はい、45ページをご覧ください。2件目です。場所が蔵本郷の1246-1。田、面積が352㎡。転用目的については一般個人住宅を新築するためとなっております。譲受人に関しては、申請地の南側にあるアパートにお住いの方となっております。46ページが写真です。現状の写真なんですけれども、1番の奥の方に薄く杭とテープが見えるんですが、ここに建物を建てる予定となっております。ちょっと変わった形をしております、里道とかが入り込んでいる土地となっております。47ページは飛ばして、48ページが被害防除計画書です。まず造成につきまして1番ですけれども、現状のまま利用すると。ほとんど平らな土地なので切り盛りはしないということでした。雨水排水については右の構図を見てもらうと、1246-1が申請地で、1246-9がその横に細長く通路があるんですけども、ここに水路がありますのでそこに流すということで、水路放流となっております。汚水や雑排水も下水道に放流するということでした。3番については、建物の高さを6m程度に加減するというふうになっております。49ページが上から見た構図ですけれども、黄色の右側、1246-5がみかん畑になってるんですけども、こちらが別の方の所有地で、段があるのでそんなに影響はなさそうなんですけど、一応同意書を取って頂いております。50ページが配置図です。黄色で囲んでいる所が申請地の形です。建物があって、南側部分とかに車を止めるかなと話されておりました。51ページは平面図、立面図を参考に載せております。簡単ですけども説明は以上です。</p>
議長	<p>はい、ありがとうございます。この件につきましても朝から現地確認を行っております。地元の森田委員さん、何かあったらお願いします。</p>

	<p>この件についてもですね、周りがしっかりしてますので大丈夫と思いますけど、ただ道路がありますのでそっちの境界の確認とかを役場の人に立会をしてもらって、確実に境界を出してもらったらあとは問題ないと思います。以上です。</p>
議長	<p>はい、ありがとうございます。その他何か今日現地確認をされた方から説明とか補足とかありましたら。宮脇委員さんお願いします。</p>
森田委員	<p>はい、2番の宮脇ですけど、今日立会をさせていただいたんですけど、許可する云々は別として今日立会した中で人数が最初多かったですよ。それで立会をする人がどなたかどういう立場でここに来られているか、私も説明されたのが知らない方でどういう立場の方なのか。大工さんなのかというお話も伺いましたが、その辺の説明を最初にしてから質疑応答みたいな感じに入った方がいいんじゃないかと。ちょっと細かいところを言うんですけど、人間関係が分らなかったものですから、それをちょっと感じましたので。許可するとかは別として、その辺よろしくお願いします。</p>
事務局	<p>私もですね、実際知ってたのは行政書士さんだけで一人しかいなかったんですけど、最初に聞いたり説明してからの方がいいかなと今聞いて思いました。</p>
森田委員	<p>よろしくお願いします。</p>
議長	<p>他ないですかね。</p>
森武敏委員	<p>2番の森です。今日現地に行った中で、里道の写真2番、1246-1。ここに水路があります。ちょっと先に行くの一つだけ田んぼがあるんですよ。この田んぼで耕作をされているんですけど、その方の承諾っていうのはどうなのかなと。そちらの方に確認はされているのかなと思うんですよ。</p>
事務局	<p>ごもっともとかなは思うんですけど、ただそれを言い出すと結構な人の同意書を今後取らないといけなくなるので。今回は1件のみかもしれないですけど、例えばずっと繋がっているところで全員取るのかというところとそういうわけにもいかないかなと思うので。</p>
議長	<p>そういうことで、1箇所取ると今度ずっと取らないといけないということがあるので、水路にゴミとか入らないようにというお願いをしました。 49ページの図面を見ると、ちょうど黄色の赤に沿ってですね水路が来ていますけども一番下の途切れたところで、反対側に落ちてずっと道路の右側を書いていないですけども水路が通っています。その下に3畝くらいあんまり広くない田んぼが一つあります。里道が横断するところが暗渠になっているのでそこが詰まった</p>

	<p>ら水がいかない可能性があるんで農業委員さんも見回りをさせるんでしょうけど迷惑をかけないように道路の側溝に異物が入ったときは、入らないようにお願いします。入ったときは取ってくださいと相談、お願いをしてきたところです。完全に石垣も何もなくて、土羽とかで泥水が入るような状況であれば、またそこは指導をしていかないとと思って1ます。下の水田の方も含めるとさっき事務局も言いましたけどかなりの数になるので、そこは省略するのかなということで考えています。</p>
森武敏委員	<p>そうすると里道の境界については、建設課の方と立会いを済ませているのですか。</p>
事務局	<p>あの後別件で建設課の方が来られたので、ここについて話をしていたのです。なので当然この辺りも立会いしているのじゃないかなと。</p>
議長	<p>今日建設課と向こうの業者さんの全然関係ないよくわからない人がごちゃごちゃしていて、実際農地転用が先なのか道路敷きの建築確認が先なのかという話をしていたのですが、これはどっちが先とかではなくて転用を先に出して、建築確認が下りないようなときは農地転用の許可の取り消しを出してもらうような形で、どっちでもいいようです。</p> <p>この件に関しまして、また質問とかご意見とかあったらお受しますけども、何もないでしょうか。何もないということですので、採決を取りたいと思います。この件に関しまして許可相当と思われる方は挙手をもってお願いします。はい、ありがとうございます。許可相当ということで県の方に通達したいと思います。</p>
山口委員	<p>ちょっといいですか。今回の関係ではないんですけど、平似田郷の宅地で農業委員としては許可相当で進めたんですが、千綿の下水の浄化槽が自然放流していますよね。自分たちもそうなんですけど、そしたら下の水田の方からクレームが入って、浄化槽の水を流すのは絶対に許さないということで、それは結局自分たちが許可した水路ではなく別のルートで流されていたんです。ポンプで上げられたりして自然放流できなくて。そういうことがあるので、下水にそのまま下水管で流される分にはいろいろ心配しなくていいかもしれないんですけど、浄化槽で自然放流の場合は周りの水田なんかにはちょっとお話をしておいた方が、下の田んぼの方からクレームが入って施工自体がかなり半年以上遅れたりすると思うんですよ。最終的には最初の水路に流せと言われて、それをさっき言ったようにポンプで上げられて流されたそうです。そういうことが起こるので、そういったことも参考に頭の中に入れてもらえればなと思います。</p>
議長	<p>そうですね、感情的な部分とか現実的に嫌な部分があったりする人がいますので、考えながらしていきたいと思います。今回に関しましては下水だったので全然問題なかったんですけども、今後そういうことも気を付けながら許可をしていき</p>

議長	<p>たいと思います。</p> <p>それでは議事の方は終わったんですけれども、その他の件ということで。</p>
事務局	<p>すいません、先に能登半島地震義援金について1枚紙でお渡ししてるんですけど、農業会議の方から義援金についてのお知らせが来ておりまして、1口1,000円で3月末までに振り込んでいただければということで、熊本地震があった時も1人1,000円ずつ互助会から出しておりますので、よければまた1人1,000円で28,000円を互助会費から支出可能であればこれに出そうかなと思ってるんですけども。川棚、波佐見からお尋ねがあったんですけど、同じように総会で聞いてみますということでありました。いかがかなと思って、問題なければその金額で振り込みをしようかなと思いますけれどもよろしいでしょうか。ありがとうございます。</p>
議長	<p>ありがとうございました。もっと出していいという方もいるかと思いますが、金額は合わせていきたいと思いますので、よろしくお願いします。</p> <p>それではもう一つ資料が委員さんにはあると思うんですけど、農地法の25条農業委員による和解の仲介という件がありまして、和解の仲介の申し立てがありましたのでその法律について説明した中で、今後東彼杵町の農業委員会でもある程度決まり事じゃないですけど、臨機応変に対応していかないといけない所もあるんですけど、そこら辺を話したいと思います。</p> <p>まず法律について説明したいと思います。</p>
事務局長	<p>農業委員さんにだけ配っております。推進委員さんはこういうことがあるんだくらいで、仲介人はあくまで農業委員さんになるので、委員さんにだけ配っています。クリップ留めをホッチキスで留めたやつを配っているので、3枚ほどあると思います。</p> <p>まず農地の利用とかそういう意見等で、解決方法というのが裁判所に訴える民事訴訟で、訴訟まで行かなくても農事調停という方法があるんですけども、どちらも裁判所に訴えて解決まで長い時間と費用とかで、そこまでしないと農業委員会による和解の仲介というのが、農地法第25条にあります。これが横になってる紙に書いております。まず紛争や揉めもめごとがあったら農業委員会に和解をしてくださいと申し立てがされますと、農業委員会で和解をするかしないか決めるんですけど、する場合は仲介委員を会長が3人指名しまして、仲介委員になってもらいます。これが農業委員会で和解の仲介ができないという時は県知事の方に和解の仲介をお願いするんですが、仲介ができないという時が別紙の10和解の仲介と書かれている所の(2)に困難な場合と書いてありますけども、1から7番に該当すれば、農業委員会で仲介をするのが困難なので、県知事の方に和解の仲介をしてくださいというのを投げ掛けます。</p> <p>農業員会に聞く場合も県にお願いする場合も仲介をずっとしていくんですけど</p>

<p>議長</p>	<p>も、最終的に和解に合意してもらえない時には、仲介の打ち切りということで打ち切って、あとは訴訟なり農地処分なりという方法というのがありますけど、うちも何回か過去にあっているようでもありますけども、ここ何年かはですね結構あっていないのでご存知の方はいないと思いますけども、こういうことがあった時に慌ててどうしようかとなりますので、今後慌てないように内規を作って広報しましょうということを今後事務局と会長辺りと話を詰めて近いうちに総会にお諮りすることを考えています。出来上がってから皆さんにお示ししようと考えています。こういうことがありましたよということで、お話ししました。</p> <p>今、事務局長からお話があった通り、他市町村の農業員会ではだいたい規定を作ってやっておられるようです。いろいろ見てみますと、受けるか受けないかは総会で決定して、それから仲介委員を決めてそういう風な流れがあるんですけども時と場合によっては逆になることもあるようなんですけども、農業員会で和解仲介を受ける時は白黒つける裁判所ですのような白か黒かというような形ではなくて、両方が譲り合っていくような形でまとめなさいとそういう法律です。それでもまとまらない時は、先ほど局長が言ったように県にお願いをして、県でも無理となったら、裁判を起こして下さい、民事調停なり起こして下さいという法律ですので、そういうことで決まりは東彼杵町農業委員会の決まりは作ろうかなと考えておりますけど、その時の状況によって順番は逆になるかもしれませんので、そこはご了承お願いできればと思っています。そういうことで説明は以上となります。終わりにしたいと思いますが、今回申し立てがありました件は、この後に皆さん方にお伺いを立てて進めていきたいと思っています。そういうことで今から進めていきたいと思っていますので、ちょっと委員さん退席をお願いします。</p>
<p>議長</p>	<p>それでは再開したいと思います。今回は、里郷の水路の件で申し立てがありました。先程見せました縦長の困難な場合に該当はするんですね、本人が農業委員であるということでこれは農業委員ゆえに不公平になるという意味であろうと考えております。ただ、今回の場合は水利の水の関係でしたので、農業委員であっても問題ないかなということだったんですけど、内容が申立書を見たときに私共理解が難しく、本当は事務局が受付をして、受け付けた内容を私たちが聞いて判断していかないといけないんですけど、これは現地に行かないとちょっと分らんぞということで、ちょっと先走ったんですけども仮の和解の仲介委員さんを3名お願いをして、3名と局長、事務局、私と現場で申立人に直接説明を聞きました。で、申し立てをされている方他に2名おりましたけど、午後から来ていただいてですね、またそちらの言い分も聞きました。で、内容がだいたい分ってきたところであるんですけど、まず申立人の方たちに納得していただきたいのは今回和解の仲介を受けようとしていますけど、これでよろしいでしょうかということをもまず聞きたい訳ですね。この件に関しまして、まだ説明が不十分でありますけども、質問とかありましたらですね、聞いていただければと思いますけども。</p>

<p>事務局長</p>	<p>まず、農業委員会で解決することが困難であると県知事にお任せしますという時は、農業委員会の総会で諮って農業委員会で解決することが出来ないから、県知事お願いしますということで投げる必要があるので、ここでお伺いしてるんですけども、先ほど言われたように見に行ってお話を聞いたところ、何とか仲介が出来るんじゃないかという判断をしましたので、今回は受けてもいいんじゃないかと、先ほど会長からあったように農業委員さんが相手ですので、どちらに対しても、なかなか相手方からすれば農業委員さんの肩を持ったんじゃないかとか、逆に言えば申し立てられた方に有利な和解の案を出せば、今後の農業委員会の運営がうまくいかなくなるのではないかということで、困難な場合で農業委員会で判断をせずに県知事お任せしますという方法もあるんですけども話を聞いたところ、何とかいけそうな感じもしましたので、受けようかと思ってるんですけど、農業委員さんが面倒なことはしないと、県知事をお願いしようということもあるかと思しますので諮ります。</p>
<p>議長</p>	<p>はっきり言って、とりあえず受けようかな、受けてやってみて無理な時は仕方ないなということでやっていこうと思しますので、よろしいでしょうか。</p> <p>はい、ありがとうございます。それで進めていきたいと思えます。先程説明をした仮にお願いをした委員さんを正式に和解仲介人ということで指名したいと思えます。</p> <p>2番の宮脇委員さん、13番の森重幸委員さん、7番の森計人委員さんをお願いしております。その中で決めていただいたのは専任ということで会長ですね。仲介和解委員会の3人の中の会長、専任ということで宮脇さんの方をお願いしております。</p> <p>これから先の話はこの3人以外は仲介和解の中では呼ばれない限りは入っていきません。宮脇委員さんの方をお願いをしていきたいと思えますので、よろしくをお願いします。</p>
<p>宮脇委員</p>	<p>私も何年前にこう言う事態に遭遇したことあるんで、それはそれで別として今回このお話を聞いて現場を見に行くと、これはお互い双方言い合っても解決しないと、和解ですからお互い譲り合わない、こういう問題は解決しないので私はそれを基本的に両方にお話をしたいと思ってます。自分の言いたいことばかり言って解決しても相手がそれに対して反論するんですから、その辺を半分半分にいかなくても7:3とか6:4とかそういう風な割合じゃないけどお互い譲り合った解決方法でないと和解は成立しませんので、これを基本的に両方から話を聞いて進めたいと思えますので、よろしくをお願いします。</p>
<p>議長</p>	<p>ありがとうございました。どうぞよろしくをお願いします。なにか質問とかないですか。</p> <p>この法律に関して質問されても他でもいいですよ。</p> <p>はい、それではまた再開したいと思えます。その他の件につきまして局長をお願いします。</p>

事務局長	<p>その他の件になりますけれども、11月の総会の時に蔵本郷の農地のあっせんということでAさんとBさんの2件分のあっせんについて、その時には借受人さんがAさんとBさんの所をずっと借り受ける予定だということは話をしたかと思いますが、その後別の借受人さんから借りたいんだけどという話がありまして、最初に希望があった借受人さんと後から希望があった借受人さんとAさんとBさんと話をされまして、Aさんの方を後から希望のあった借受人さんですね、Bさんの方を最初に希望があった借受人さんで借りるということで話がついているようですので、来月か再来月かの総会でお諮りするかと思いますが地元農業委員の森田さんの方にもお話をしてお互い納得がいくのであればいいのではないかとということでしたので、ご報告しております。</p>
議長	<p>皆様方から他に何かなかったですか。ないようでしたら終わりたいと思いますけれども、次回の総会の開催予定日は令和6年2月26日月曜日になっております。よろしくお願ひしたいと思います。それでは他にないようでしたら、これで1月期の総会を終わりたいと思います。お疲れさまでした。</p>

議長

6番

7番

議案の顛末を記載し、相違ない事を証する。

